



# 大学入学共通テストにおける 受験上の配慮申請受付について



# 目 次

1. 受験上の配慮申請について

2. 「受験上の配慮案内」について

3. 配慮申請の受付業務

4. 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮申請

## 大学入学共通テスト実施要項等

### ○ 令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

(令和6年6月5日付け 文部科学省高等教育局長通知)

#### ・ 第6 実施上の配慮事項等



### ○ 令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項

(令和7年6月6日 大学入試センター理事長通知)

#### ・ 15 障害等のある入学志願者に対する受験上の注意

## 大学入学共通テストにおける受験上の配慮

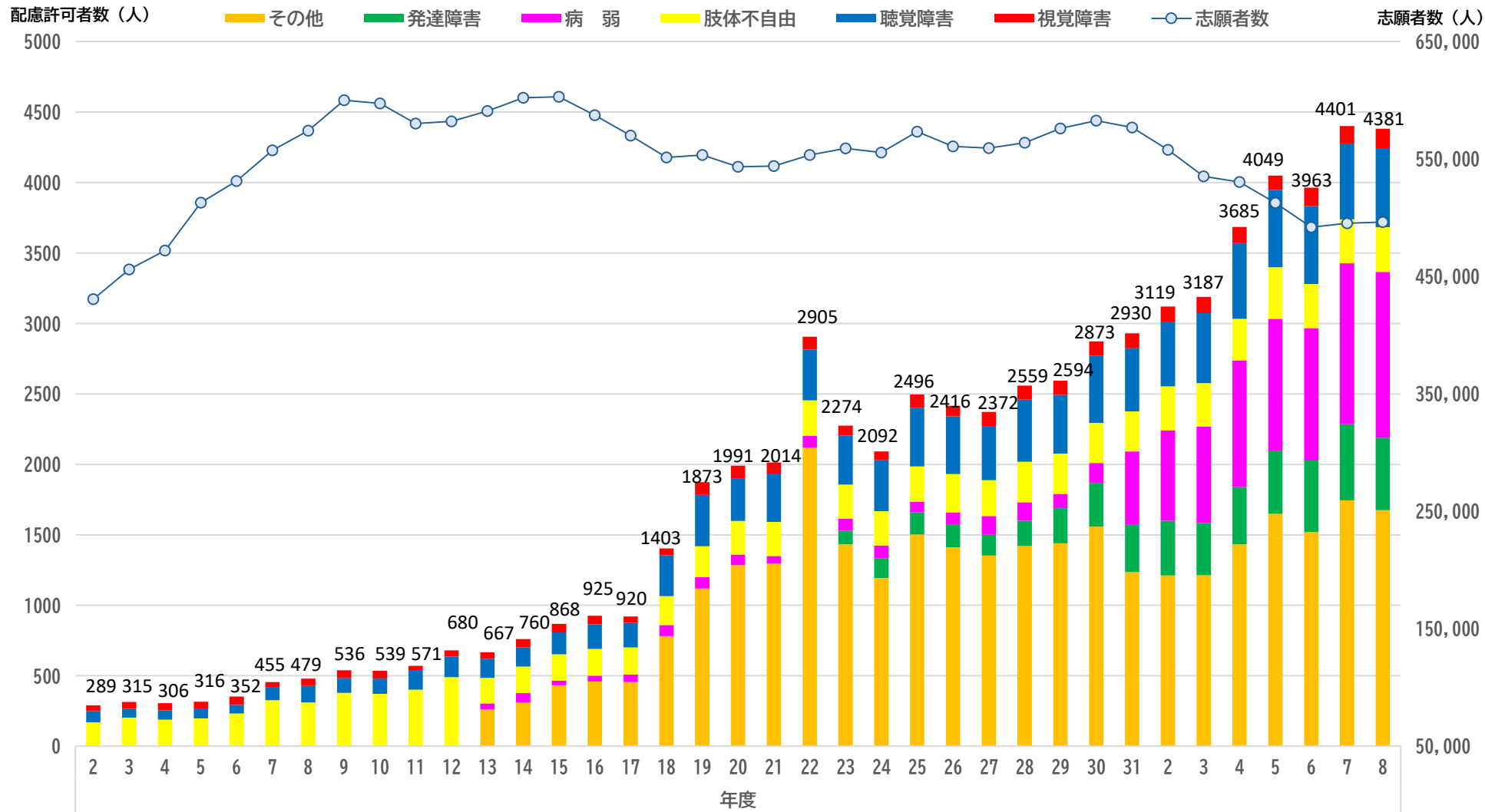
「令和8年度 大学入学共通テスト受験上の配慮案内」(表紙裏抜粋)

- 病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 配慮事項については、志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上で決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に  
審査して判断します。

## 1. 受験上の配慮申請について

5

受験上の配慮者数の推移



10年前 (H29) と比較  
(H29)

志願者数：約58万人  
配慮者数： 2,954人



(R8)  
志願者数：約50万人  
配慮者数： 4,381人

# 「受験上の配慮案内」の主な内容

令和 **8** 年度

大学入学者選抜に係る  
大学入学共通テスト

受験上の配慮案内

〔障害等のある方への配慮案内〕

第1期  
申請期間

令和7年 7月 1日（火）  
～ 8月 29日（金）（必着）  
（または8月27日（水）消印有効）  
※ 9月22日（月）まで（出願期間中）に  
審査結果を通知します

第2期  
申請期間

令和7年 9月 1日（月）  
～ 10月 3日（金）（必着）  
（または10月1日（水）消印有効）  
※ 11月下旬に審査結果を通知します

 独立行政法人 大学入試センター

- 発行時期：6月下旬
  - 主な内容
    - ・ 配慮申請の日程
    - ・ 申請手続き
    - ・ 受験上の配慮事項
    - ・ 審査結果通知
    - ・ 申請書類の記入例
- 主な配慮事項  
その他の配慮事項

# 申請書類

○ 提出が必ず必要なもの

| 種 類           | 作 成 者             | 内 容                                             |
|---------------|-------------------|-------------------------------------------------|
| 【A】 受験上の配慮申請書 | 本人<br>保護者<br>担当教員 | ・ 申請者の氏名、住所等の情報<br>・ 希望する配慮事項<br>・ 配慮申請が必要な理由 等 |
| 【B】 診断書       | 医師                | ・ 診断名，申請する配慮事項が必要な理由<br>・ 関連する検査結果があれば添付        |
| 【C】 状況報告書※    | 学校等               | ・ 学校等での配慮の実施状況<br>・ 配慮を実施している理由 等               |

※ 「【C】 状況報告書」は令和9年度大学入学共通テストから必須化予定

総合的に  
審査

○ その他

個別の指導計画・教育支援計画、その他添付を希望する資料があれば提出可能。



## 配慮案内と受付業務

- 配慮案内の内容は、以下等を踏まえて、毎年度見直しのうえ変更・更新。
  - ・ 審査分科会からの要望、試験場大学からの意見等を反映。
  - ・ 「受験上の配慮案内」の内容や「申請書類」の記載方法など、申請者により分かりやすくなるよう見直し。
  - ・ 受付業務の効率化。

## 申請書類の見直し

### ○（R 6）自由記述の申請から、配慮事項とコード名を記載させる方式に変更

#### <令和5年度までの記入欄と受付業務>

その他の配慮事項記入欄

糖尿病で試験時間中にはブドウ糖<sup>①</sup>  
と水と薬を飲みたいです。<sup>②</sup>  
リブレ<sup>③</sup>を装着しています。  
座席は一番前の右側<sup>④</sup>を希望します。<sup>⑤</sup>

受付業務は、自由記述から配慮事項を“発掘”する作業

- ①「試験時間中の補食」
- ②「試験時間中の薬の服用」
- ③「リブレ」（固有名詞や商品名）を検索 → 「血糖測定器の持参使用」
- ④「座席を最前列に指定」
- ⑤「右側」はどこを正面として右なのか不明瞭 → 電話で確認

#### 問題点

- ・ 申請者は、希望する配慮事項をどのように記載したらよいのかわかりづらい。
- ・ センター職員は、受付業務に多大な時間がかかる。
- ・ 申請者の意図とセンター職員の理解に相違があった場合、申請者からの指摘に発展。

# 申請書類の見直し

## ○（R 6）自由記述の申請から、配慮事項とコード名を記載させる方式に変更

### <令和6年度からの変更>

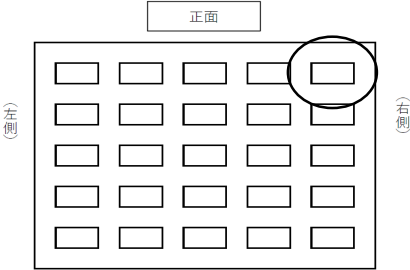
①頻出の配慮事項は配慮案内に一覧を記載

| 配 慮 事 項              | コード     |
|----------------------|---------|
| 試験時間中の薬の塗布(薬の机上常備)   | 8 0 1 4 |
| 試験時間中の水分補給(水分の机上常備)  | 8 0 2 2 |
| 試験時間中の補食(補食物の机上常備)   | 8 0 2 8 |
| 試験時間中の薬の服用(薬・水の机上常備) | 8 0 6 0 |
| 試験時間中の自己マッサージ        | 8 0 2 0 |

②申請書には配慮事項名とコードを記入

| ⑦その他の希望配慮事項等                                                            |  |     |       |
|-------------------------------------------------------------------------|--|-----|-------|
| (1)「3-2 その他の配慮事項」(→21～23ページ)に記載された配慮事項を希望する場合、希望する配慮事項と4桁のコードを記入してください。 |  |     |       |
| 配 慮 事 項                                                                 |  | コード |       |
| 試験時間中の補食 (補食物の机上常備)                                                     |  | 8   | 0 2 8 |
| 試験時間中の薬の服用 (薬・水の机上常備)                                                   |  | 8   | 0 6 0 |

③座席位置は図示欄を追加



④配慮案内に無い配慮事項は、事前相談の上、自由記述欄へ記入

|                                                                                                      |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (2) 申請書第2面や「3-2 その他の配慮事項」(→21～23ページ)に記載されていない配慮事項を希望する場合や、第二希望(→43ページ)を申請する場合は、希望する配慮事項を簡潔に記入してください。 |  |
| 問題冊子のPDF化 を希望します。                                                                                    |  |
| PDF化する冊子：22pt 拡大問題冊子                                                                                 |  |
| PDF化する科目：国語、英語、リスニング                                                                                 |  |

### 改善点

- ・ 申請する配慮事項を明確化
- ・ 自由記述欄は、事前相談の際にセンター職員が記載内容を説明



申請者は記載しやすくなる

受付業務の効率化

申請者の意図とセンター職員の理解のミスマッチをなくす

2. 「受験上の配慮案内」について



「受験上の配慮案内」の見直し

○（R 8）障害区分ごとの表から配慮事項ごとの説明に修正

【ウ】 読取不能に関する配慮事項（「ア」受験上の配慮事項（※6ページ）も併せて参照してください。）

| 対象となる者                             | 解答方法       | 試験時間          | 試験室 | 試験室で用意又は配付される事項（例）              | 筆記以外で配付する事項（例）                                                 | リスニングにおける配慮事項（例）                                   | 必要な申請書類                                                                                     |
|------------------------------------|------------|---------------|-----|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 身体上の機能障害により座位を保持することができない者又は困難な者 | チェック解答（注1） | 1.3倍に延長（注2・3） | 別室  | ・チェック解答用紙（数学・理科のみ）<br>・下書き用紙    | ・介助者の配置（注4）<br>・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験                         | 右のどちらか一方を選択（注9）<br>連続方式（1.3倍に延長）<br>音止め方式（1.3倍に延長） | ・【A】受験上の配慮申請書（※49ページ）<br>・【B3】診断書（読取不能自由欄）（※97ページ）（注12）<br>・【C1】状況報告書（試験時間延長（1.3倍））（※93ページ） |
| ② 同上肢の機能障害が著しい者                    |            | 延長なし          |     |                                 | ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）<br>・車椅子の持参使用（注7）<br>・試験室入口までの付添者の同伴 | 延長なし                                               | ・【A】受験上の配慮申請書（※49ページ）<br>・【B3】診断書（読取不能自由欄）（※97ページ）（注12）<br>・【C3】状況報告書（代筆用）（※97ページ）          |
| ③ 上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者           |            | 延長なし          |     |                                 | ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）<br>・車椅子の持参使用（注7）<br>・試験室入口までの付添者の同伴 | 延長なし                                               | ・【A】受験上の配慮申請書（※49ページ）<br>・【B3】診断書（読取不能自由欄）（※97ページ）（注12）<br>・【C3】状況報告書（代筆用）（※97ページ）          |
| 身体又は同上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者    | 代筆解答（注4）   | 1.3倍に延長（注2・3） | 別室  | ・代筆者の配置（問題用紙2冊（受験者用））<br>・下書き用紙 | ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）<br>・車椅子の持参使用（注7）<br>・試験室入口までの付添者の同伴 | 右のどちらか一方を選択（注9）<br>連続方式（1.3倍に延長）<br>音止め方式（1.3倍に延長） | ・【A】受験上の配慮申請書（※49ページ）<br>・【B3】診断書（読取不能自由欄）（※97ページ）（注12）<br>・【C3】状況報告書（代筆用）（※97ページ）          |
| 上記以外で読取不能に関する配慮を必要とする者             |            | 延長なし          |     |                                 | ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）<br>・車椅子の持参使用（注7）<br>・試験室入口までの付添者の同伴 | 延長なし                                               | ・【A】受験上の配慮申請書（※49ページ）<br>・【B3】診断書（読取不能自由欄）（※97ページ）（注12）<br>・【C3】状況報告書（代筆用）（※97ページ）          |

（注1） チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→24・25ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注2） 試験時間の延長（1.3倍）でマークシートによる解答方法を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第2面」の「①読取不能に関する配慮事項」にある「マークシート解答（別添） 試験時間1.3倍延長」欄でリスニングの解法方式（連続方式又は音止め方式）のどちらか一方を選択し、「【C】」を塗りつぶしてください。

（注3） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（※96ページ）を確認してください。

（注4） 代筆解答とは、受験者が問題用紙と解答用紙等を記入し、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆者は、受験者が希望した解答内容等を記録するために、全ての試験時間において、解答を行います。録音したデータは、解答内容の試験後の業務以外の目的で使用するものではありません。代筆者に該当する者は、解答手段として試験（音声出力による意思伝達装置、パソコン等）の持参使用を希望する場合は、事前に、使用方法を事前に許可する必要があります。

（注5） 代筆解答を希望する場合は、**受験料を、【A】受験上の配慮申請書第1面①②欄で選択してください。**申請した受験料については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→33ページ）

（注6） 代筆解答で試験時間延長（1.3倍）に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学（簿記・会計、情報処理基礎を含む）は、試験時間が1.5倍となります。なお、数学以外の科目・科目でも1.5倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（※96ページ）を確認してください。

（注7） 介助者とは、受験者の姿勢の調整やトイレ介助を行う者や、視の吸引などの医療的ケアを行う者として、試験時間中に配置されます。必ずその介助内容等を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。介助者は、受験者の様状や状態等に応じ、特別支援学校の教員等や、医療的ケアを行うことができる専門的知識・技能を有する者を試験場側で選出します。

（注8） 申請された介助内容が監護者等でも行うことができるような限定的な補助である場合は、監護者等が補助します。（→29ページ）

（注9） 特製机・椅子の持参使用、特製机・椅子の試験場側での準備又は車椅子の持参使用を希望する場合は、希望する特製机・椅子や車椅子の規格等を必ず「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。（→52ページ）

（注10） 状況の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注11） 実施方式は、申請後は変更できません。（→20・21ページ）

（注12） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

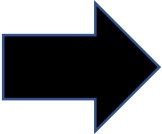
（注13） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はICプレーヤーのスピーカーから直接音声聞く方式を希望する場合は、「【A】受験上の配慮申請書第3面」の「②その他の希望配慮事項等」②欄に記入してください。

（注14） 上記2の機能障害により、「チェック解答」「試験時間延長（1.3倍）」を希望する場合は、診断の際に、医師の指示に従い「●診断書自由欄」「●マーク塗りつぶし欄」「●チェック欄」の各欄を記入してください。また、それぞれの所要時間を医師が記入します。書き込み等の程度を、大学入試センターにおける審査の参考とします。

【備考】

1 リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないことによるヘッドホンの使用については、「【A】受験上の配慮申請書」では申請できません。別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内44ページや大学入試センターのホームページ（※受験案内）を参照してください。

2 「【2-2】事前確認が必要な配慮事項」「【3-4】受験上の配慮を申請できるもの」（※10ページ）も確認してください。



チェック解答

- チェック解答とは、一般受験者用の解答用紙（マークシート）にマークすることが困難である受験者を対象として、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。
- チェック解答が許可された場合、一般受験者用の解答用紙（マークシート）に代わり、チェック解答用紙が配付されます。また、数学、理科及び情報の試験時間においては、下書き用紙も配付します。

◆ 解答方法等（①試験時間延長（1.3倍）の場合）

| 全ての科目における配慮（注1） |          |     | リスニングにおける配慮   |                   |
|-----------------|----------|-----|---------------|-------------------|
| 解答方法            | 試験時間     | 試験室 | 実施方式（注3）      | 音声聴取の方法（注4）       |
| チェック解答          | 1.3倍（注2） | 別室  | 右のどちらか一方を選択   | ICプレーヤー＋ヘッドホン（注5） |
|                 |          |     | 連続方式<br>音止め方式 | CDプレーヤー＋ヘッドホン（注5） |

◆ 解答方法等（②試験時間延長なしの場合）

| 全ての科目における配慮（注1） |      |     | リスニングにおける配慮 |                   |
|-----------------|------|-----|-------------|-------------------|
| 解答方法            | 試験時間 | 試験室 | 実施方式        | 音声聴取の方法（注4）       |
| チェック解答          | 延長なし | 別室  | （一般受験者と同じ）  | ICプレーヤー＋ヘッドホン（注5） |

（注1） チェック解答を希望する場合、配慮申請時に、「①試験時間延長（1.3倍）」か「②試験時間延長なし」のどちらかを選択して申請が必要です。また、チェック解答が許可された場合、試験室は別室（→28ページQ4）となります。

（注2） 試験時間延長（1.3倍）を申請する場合には、「状況報告書」の提出が必要です（→37ページ）。なお、1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→23ページ（注3））を確認してください。

問題点

- ・障害区分ごとの配慮例がわかりやすい反面、配慮事項の具体的な内容がわかりにくい。
- ・障害区分ごとに配慮事項を重複して記載している。

改善点

- ・個別の配慮事項ごとで、わかりやすい記載に変更



志願者からの問合せが低減

# 「受験上の配慮案内」の見直し

## ○（R9（予定））「【C】状況報告書」の提出を必須化

### ①特定の配慮事項を申請する場合

（別室・時間延長・代筆解答・リスニング免除）

のみ提出



提出必須に変更

### ②障害区分が「発達障害」の場合

#### 問題点

- ・ 提出の有無や組み合わせの考え方が煩雑  
問合せや書類誤り、書類不足の要因となる。
- ・ 特定の配慮事項を申請しない場合でも、  
学校等の状況を電話で確認する場合が多い。

#### 改善点

- ・ 提出書類が明確化
- ・ 学校等での配慮状況を総合的に把握
- ・ 必要な配慮事項の申請・確認漏れの防止



受付業務の効率化

申請者の電話対応の負担低減

## 事前相談について

- 志願者専用電話への「受験上の配慮」に関する問合せは年間約4,000件
- 事前相談の内容
  - ・ 配慮案内に記載のない配慮事項の希望があった場合、申請書への記載内容や必要事項を案内。
  - ・ 実現可能性の難しい配慮事項、過重な負担になるものに対し、建設的対話を通じて、代替措置の提案等で実施可能な配慮事項に調整。



申請者は記載しやすくなる

受付業務の効率化

## 申請書類確認のポイント

### ○ 同じ診断名であっても、個々の症状や申請内容に応じて、個別の対応が必要

- ① 【A】受験上の配慮申請書、【B】診断書、【C】状況報告書の整合性が取れているか。
- ② 申請内容について、試験場での実現可能性。
- ③ 共通テストを実施するうえで、必要な配慮が申請されているか。
- ④ 審査および試験場大学に必要な情報が記載されているか。

## 受付業務後の対応

### ○ 審査

- ・ 医師や特別教育の専門家で構成する「配慮事項審査分科会」で審査
- ・ 分科会の委員、審査の内容等は非公開
- ・ 個々の症状や状態等を総合的に判断

### ○ 事前打ち合わせ（12月頃）

- ・ 必要に応じて申請者、試験場大学、入試センターの3者で実施  
⇒ 問題文の読み上げ（代読）、問題冊子のPDF化（タブレット）、特殊な機器の使用 等



## 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮申請

- 対象は、出願後の不慮の事故等のために受験上の配慮を希望する場合。
- 出願時の申請との違いは、試験場大学が指定されていること。
  - ⇒ ・ 申請受付は試験場大学。
  - ・ 試験場大学側で実施可能な範囲を超える配慮事項の申請があった場合は、本人又は代理人との建設的対話を通じて、実施可能な代替措置の提案等により配慮内容を調整。
- 入試センターは、申請書類の内容と試験場大学の実施可否を踏まえて審査。